

## 補完的輸出規制の見直しに関する政省令等の改正について CISTEC より意見提出

CISTEC 事務局

補完的輸出規制の見直しに関する政省令等の改正に関するパブリックコメントの募集開始については、前掲の輸出管理 News の記事で紹介したところである。これに対して、CISTEC では、関係委員会とともに、産構審小委提言の趣旨・内容と提示された改正政令・省令等の案を仔細に検討の上、3月1日付で意見を提出した。

意見内容については、大別すると、以下のようなものである。

### (1) 産構審小委の提言を踏まえた改正の内容全般について

今回の改正は、安全保障情勢の変化を踏まえて、昨今の安全保障環境を踏まえ、一般国向けについて客観要件を適用するという輸出管理上の必要性和、規制の明確性・予見可能性が高まり、許可を要する局面を最小限にする制度設計となっているものと受け止めている。今後、中小企業、アカデミアへの各種アウトリーチ活動や、施行段階での運用の検討に当たり産業界等とのより密な意見交換をお願いしたい。

### (2) 法令体系のわかりやすさ・規制対象の明確化等

外為法体系の複雑さに関し、補完的輸出規制もわかりにくい要因の一つである。中小企業含め法令遵守を徹底する上で、規定ぶりのわかりやすさは重要。今後、産構審小委の提言での「中期的課題等」を検

討される際に、その規定ぶりをわかりやすくする等の検討もお願いしたい。また、客観要件の確認に当たって（従前より CISTEC から要望している）1の項に掲げる貨物の範囲に関し、WA の ML に準拠するなど、その明確性を確保することが必要である。

### (3) 補完的輸出規制に関する運用の標準化・明確化等

1の項に掲げる貨物の「軍用」の解釈について、その専用設計性ではなく、「軍が使用するもの」と捉えたご指導がなされるという声も聞かれるが、当局の QA や通達において、その範囲は明らかであるため、運用において混乱を招くことがないようお願いしたい（これは上記(2)の1の項に掲げる貨物の範囲も大きな要因の一つ。）。

また、今回の改正案における16の項(1)に掲げる貨物の HS の指定に関し、その製品が組み込まれた場合の考え方に関する当局間の連携、該非判定実務の明確化や、外国ユーザーリスト非掲載者の懸念情報の提供、「輸出者が入手した文書等」の範囲の明確化など、その運用に当たっての意見である。

以上

別添

経済産業省貿易経済安全保障局安全保障貿易管理課パブリックコメント担当御中

「外国為替令等の一部を改正する政令案等（補完的輸出規制等）」に対する意見

2024 貿情セ調（経提）第 9 号

2025 年 3 月 1 日

|  |   |
|--|---|
| [氏名]   | 一般財団法人 安全保障貿易情報センター<br>理事・調査研究部長 中野 雅之            |
| 連絡担当者  | 調査研究部<br>上席主任研究員 千葉晴夫 ・上席主任研究員 吉澤俊司<br>主任研究員 岡本実紀 |
| [住所]   | 東京都港区虎ノ門一丁目 1-2-1 新虎ノ門実業会館 4 階                    |
| [電話番号]   | 03-3593-1146                                      |
| [FAX番号]  | 03-3593-1138                                      |
| I. 補完的輸出規制関連（輸出令、通常兵器会開発等省令、外為令、貿易外省令等を含む、）  |   |
| 1. 補完的輸出規制関連全般について   |   |
| <p><b>【意見】</b></p> <p>今回の通常兵器キャッチオール規制の改正は、安全保障情勢の変化を踏まえて、武器禁輸国向け以外であっても客観要件を適用するという輸出管理上の必要性和、産業界との対話を通じて、輸出者がこれに対応する上での手続き負担の軽減とを両立させるために、規制範囲を明確化した上で許可を要する局面を最小限にする制度設計となっているものと受け止めています。</p> <p>今後、施行段階では、調整が必要な局面も出てくるかもしれませんが、密な意見交換を通じて適切な運用となるよう、よろしくお願ひします。</p> <p>また、中小企業、アカデミアも含めて、各種のアウトリーチを通じて、理解が促進されるようお願ひします。</p> |   |
| <p><b>【意見】</b></p> <p>これまで、武器禁輸国以外の一般国向けであっても、自主管理の観点からご当局が懸念を有してインフォームがあり得る場合を探るために、ご当局にご相談に行き様々調査を行う例もある一方で、特段懸念を探ることなく輸出する企業もありました。</p>   |   |

今回の改正での客観要件追加の議論を通じて、ご当局が懸念性が高いと捉え、輸出者の如何を問わず、許可対象とする上での判断材料とすべき品目、ユーザーが明示されたことから、企業間の公平性も担保され、自主管理上の負担も軽減されることになったと受け止めています。

## 2. 輸出令第1条第3項の新設及び第4条第2項第三号について

### 【意見】

今後の「中期的課題等」の検討において、キャッチオール規制の規定ぶりをわかりやすいものにするようお願いします。

### 【理由】

新設された輸出令第1条第3項と第4条第2項第三号については、以下のようなものと理解しています。すなわち、

- ・外為法第48条第2項は、主として迂回輸出防止を目的とする規定であるが、政令が定められていなかったため、適用対象はなかった。
- ・今回の改正で、グループA国経由の迂回輸出防止を目的として政令を定めることとなった。適用対象とするのは、キャッチオール規制の対象品目である輸出令別表第1の16の項に掲げる貨物を輸出する場合に、インフォームがなされる場合となる。
- ・法技術的には、従来のキャッチオール規制の規定パターンと同様に、輸出令第1条第3項により、別表第1の16の項に掲げる貨物をグループA国を仕向地として輸出する場合全体を許可対象とした上で、その適用はインフォームがなされる場合に限られることを規定するために、第4条第2項第三号を設けることになった。

このような趣旨であることは理解できますが、外為法体系でわかりにくいと言われる項目の一つがキャッチオール規制の規定ぶりです。中小企業含めて法令遵守を徹底する上でも、制度の規定ぶりのわかりやすさは重要です。今後、産構審小委提言での「中期的課題等」について検討される場合に、その規定ぶりをわかりやすくする等の検討もお願いします。

## 3. 罰則について

### 【意見】

外為令第17条第2項および輸出令第1条第3項は、それぞれ外為法第25条第2項および第48条第2項を根拠としているが、違反時の罰則が外為法第25条第1項および第48条第1項と異なる（軽減されている）、この認識で問題ないでしょうか。

(例)

- 外為法第25条第2項：「5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金」（第69条の7）
- 外為法第25条第1項：「7年以下の懲役または2,000万円以下の罰金」（第69条の6）

#### 4. 通常兵器について①

##### 【意見】

通常兵器（武器）の具体的内容、範囲が明確になるよう、国際レジームのワッセナーアレンジメント（WA）が定めている武器リスト（ML）に準じたものとするか、MLを追加する形でそれらの品目が含まれることを明確にすることについて、ご検討をお願いします。

##### 【理由】

通常兵器のキャッチオール規制は、（貨物については）輸出令別表第1の1の項の貨物（武器）の開発、製造、使用のために用いられるものとされていますが、同項の品目規定が漠然としているため、同規制の対象となるのかが的確に判断することが難しいという課題があります。

国際レジームのWA/MLでは「武器」の内容、範囲を明確に示されていますが、そこに掲載された品目が1の項では明示されておらず、どの項目の範疇に入るのかも明確ではありません。一例を挙げると次の通りです。

① 軍の近代化に大いに資するC3IやC4Iについては、WA/MLでは、明確にML21.b.にてソフトウェアとして規定されています。（貨物としてはML11.の電子機器と思われる）。

一方、外為令別表では、1の項の技術を「輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術」としていますが、1の項に貨物の明示がない（例えばC4Iシステム等）ため、C3IやC4Iがどの品目でカバーされているのか分からず、規制されていないとの誤解を生じる可能性があります。

② 同様に、地上用レーダーも該当する品目が見当たりません。

③ 自機防御装置も1の項には明示がありませんが、WA/MLでは、ML4.c.で明確に規定した上で、民間航空機に搭載している状態及び具体的な機能、性能をもって除外しています。

（なお、軍用航空機搭載型電子妨害装置はECMを指しているものと思われます）。

WA/MLについては、我が国においても既に、北朝鮮制裁に係る貨物検査法に基づく政令に委任された告示（※）において、WA/MLが「武器」の内容を示す国際標準であるとの国会答弁の下に、規定されています（最初は閣議決定を要する政令で規定され、後に迅速履行の必要性から告示に委任されたという経緯があります）。

同告示の内容を、そのまま輸出令別表第1の1の項に代替させるか、それが諸般の事情で難しいのであれば、追加する形にすることは可能ではないかを思われます（例えば、（18）にWA/MLを反映した上記政令（で委任された告示）で定める「武器」部分を規定し、「（1）から（17）に該当するものを除く」とすること等により、既存規定の維持と「武器」の具体的内容の明確化を両立させる方法はあるのではないかと考えられます。）。

※ 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表 1 の項及び 2 の項の規定に基づき物資を告示する件

## 5. 通常兵器について②

### 【意見】

輸出令別 1 の 1 の項の品目は、武器品目であり、武器専用品を意味するとの本来の考え方に立った運用を行っていただき、混乱を招くことがないようにお願いします。

### 【理由】

1 の項の各品目の該非の運用に関して、ご当局の一部で、時として、本来の武器品目の考え方（軍用として特に設計された武器専用品）に反して、「軍が使用するもの」と捉えたご指導がなされて困惑するという声が聞かれます。

しかし、1 の項は武器専用品であり、2 の項以下が、1 の項の開発、製造、使用に使われる恐れがある汎用品を規定したものだということは明らかですし、経産省 QA においても明確にされています（「当該貨物の形状、属性等から客観的に武器専用品と判断できるもの」）。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda01.html#:~:text=%E3%80%90%E5%AE%9A%E7%BE%A9%E3%80%91-%E2%96%BCQ%EF%BC%92%EF%BC%8D%EF%BC%91%3A%E8%B3%AA%E5%95%8F%C2%A0%202014/4/1,-%E3%80%8C%E9%98%B2%E8%A1%9B%E8%A3%85%E5%82%99%E3%80%8D%E3%81%A8>

また、例えば、「軍用航空機、軍用無人航空機及び軍用航空機用原動機の解釈について」（輸入注意事項 57 第 4 号(57.3.15) 最終改正：令和 3 年 12 月 22 日付け・輸入注意事項 2021 第 22 号）などにおいても、「軍用」とは「軍用に特に設計したもの」との解釈が上記 QA と同様に示されています。

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/03\\_law/download/yunyu/57\\_4tsutatsu\\_gunyokoukuki\\_kaishaku.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/03_law/download/yunyu/57_4tsutatsu_gunyokoukuki_kaishaku.pdf)

なお、具体的品目が示されないままに、「軍用に特に設計したもの」に該当するのか、他の民生用途があるのかといった判断は難しい面もあることから、判断の上での誤解や負担が生じないように、前掲のように、WA/ML の準用又は追加が適切と思われます。

## 6. 16 の項(1)の品目を他の貨物に組み込んだ時の考え方

### 【意見】

輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項 (1) の品目 (HS コードで指定された品目) を他の貨物

に組み込んだ場合は、

「輸出統計品目表の解釈に関する通則

(<https://www.customs.go.jp/yusyutu/2017/data/tuusoku.pdf>)」に従って、

他の貨物全体全体としての HS コードを設定することになります。

今回の 16 の項 (1) やロシア制裁等、HS コードで規制される昨今、HS コードへの正しい理解がますます重要になると認識しております。

「輸出統計品目表の解釈に関する通則」の考え方は税関 HP に掲載されていますが、経済産業省と財務省と連携して、啓蒙活動を進めて下さいますようお願いいたします。

## 7. 輸出令別 1 の 16 の項 (1) ①

### 【意見】

- ・ 16 項(1)の判定が必須と誤解してしまう
  - ・ 該非判定において 16 項(1)と(2)の峻別が不要であることを明確化して欲しい
  - ・ 該非判定書に 16 項(1)、(2)の区別が不要であることを明確化して欲しい
- 以上に関して、混乱を招かないためにも、Q&A 等で明確化をお願いします。

## 8. 輸出令別 1 の 16 の項 (1) ②

### 【意見】

輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項 (1) の内容と実際に規制する品目（貨物等省令第 14 条の 2 の内容）にずれが生じています。16 の項 (1) に品目名を記載するのであれば、貨物等省令第 14 条の 2 に記載の HS コードの品目名と整合性が取れる記載に修正をお願いします。

品目を記載することが難しいのであれば、このような不整合を防ぐため、16 の項 (1) も貨物等省令第 14 条の 2 と同じく HS コードを記すのは如何でしょうか？

16 の項 (2) も HS コードで記載されているため、記載方法の統一の観点からもその方が望ましいと考えます。

しかし、HS コードのみの記載では分かり難いということで、今回、品目名を記載したのであれば、正確な記載をお願いします。

### 【理由】

別表第 1 の 16 項(1)への記載は、HS コードの紙 4 桁の品目に対する輸出統計品目番号表の品名がそのまま記載されています。実際の規制品目は貨物等省令で詳細な HS コード（品目によっては HS コード上 6 桁での規制）が記載されているため、実際に記載されていない品目も別表第 1 の 16 項(1)上で規制品目として記載されており、適切な理解の妨げとなっています。例えば、16 項(1)の 11 「マイクロトーム」という個別の貨物名が掲載されています、マイクロトームの HS コードは 9027.90 であるため 16 項(1)の規制品目ではありません。

## 9. HS コードについて①

**【意見】**

通常兵器 CA 規制について、16 項 (1) 該当貨物は HS コードで指定されていますが、HS コードの 6 桁レベルの見直しは、世界税関機構 (WCO) が定めたスケジュールに基づきほぼ 5 年ごとに行われています。

対象となる品目の HS コードの変更がある場合には通常兵器 CA 規制自体も同期して変更となるのでしょうか？

**10. HS コードについて②****【意見】**

輸出令の 16 項 (1) として貨物を掲げ、省令で HS コードが規定されている (ロシア制裁以降、HS コードで規定される品目が増えていると認識しています)。

輸入の HS コードは、税関による「事前教示制度」があり書面での回答を得ることができませんが、他方、輸出の HS コードは、税関による書面回答制度は現状なく、口頭 (電話や税関の窓口での照会) 又は E メールで照会を行うだけに留まっています。

HS コードで規定される品目が増えている現状において、経済産業省からも税関に対し、書面回答を前提とした「事前教示制度」を新設するための働きかけをお願いします。

**11. 外国ユーザーリストについて①****【意見】**

通常兵器版の外国ユーザーリストが導入されることになったことは、明確性、予見可能性の面で優れており、中小企業等も含めて、注意が必要なユーザーがわかるため、適切な措置と受け止めています。

外交的配慮は必要ということは理解しますが、上記の観点からは、ご当局が懸念を有する者はできるだけ掲載していただけるようお願いいたします。それによって、我が国の輸出管理の底上げにつながるものと思います。

**【意見】**

現行の外国ユーザーリストは、外国当局等との情報交換等を通じて掲載していると理解していますが、西側諸国では、米国の Entity List などのように、禁輸リスト、懸念者リストが様々あります。掲載理由にはさまざまあると思われませんが、外国当局との情報交換を通じて、それらのうち、我が国にとっても懸念があり注意管理が必要と考えられるユーザー等については掲載していただくようお願いいたします。

我が国としての輸出管理であるため、極力「自前」のリストで運用されることが望ましいと思われれます。

## 1 2. 外国ユーザーリストについて②

## 【意見】

誓約書に違反した輸入者、ユーザーで、悪質と思われる者については、外国ユーザーリストに積極的に掲載することは、他の輸出者が迂回輸出等に巻き込まれることの防止につながるため、ご検討をお願いします。

## 1 3. 懸念需要者（外国ユーザーリスト以外）の情報提供について

## 【意見】

今後「外国ユーザーリストに掲載されていない懸念需要者の情報提供のあり方」をご検討をお願いします。

## 1 4. 税関への申告について

## 【意見】

輸出令別1の1項から15項 該当貨物については税関への輸出申告時に該当項番（NACCSコード）を申告する必要がありますが、16項（1）に該当する貨物について税関への輸出申告の際に特段の対応は必要ないという理解でよろしいでしょうか？

## 1 5. 「入手した文書」の範囲

## 【意見】

告示の第一号中の「その他の輸出者が入手した文書等」第三号の「三 前二号に掲げるもののほか、その貨物の輸出に際して、輸出者がその内容を確認した文書等」というものがあり、従来通りとなっています。これは、当該輸出者の取引実態や商習慣の範囲で入手することが通例であるような文書であり、有償の様々な企業データベース等で入手した文書やデータは含まれないことをQA等で明らかにしていただくようお願いします。

## 【理由】

キャッチオール規制では、品目、用途、需要者を限定し、更に明らかガイドラインを適用することによって、許可申請を要する場合を極力限定するとの考え方に立って、設計されています。用途要件、需要者要件にしても、契約書や取引相手側か連絡を受けた場合などに限定されています。今回の制度改正の際に示されたフロー図においても、その考え方が前面に出ています。

こういう考え方で制度設計されている中では、「その他の輸出者が入手した文書等」も、当

該輸出者の取引実態や商習慣の範囲で入手することが通例であるような文書と捉えることが適当と思われます。

また、もし、有償の様々な企業データベース等で入手した文書やデータまで含まれることとなれば、自主管理をしっかりやればやるほど許可申請義務が生じてしまい、不測の法的責任追及を受けるということになるのであれば、むしろ何も調べないようにしたほうが良いという方向にインセンティブが働いてしまいます。

また、産構審小委報告書でも、随所に「企業間の公平性」担保の必要性が指摘されています。その観点からも、様々な有償データベースで調べるほどマイナスとなってしまうことは公平性を損ねることになりかねません。

このような事態は、ご当局としても意図するものではないと思いますし、自主管理の充実を安心して行うためインセンティブとするためにも、上記意見のように明らかにしていただくことを強く要望するものです。

なお、上記のように、規定の適用が不透明、不安定となる懸念を排除するために、今後、「中期的課題等」の検討の際に、その一環として「その他の輸出者が入手した文書等」「輸出者がその内容を確認した文書等」といった規定の存続の必要性についてもご検討をお願いします。

#### 16. 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000287289>

の P.28

##### 【意見】

「おそれがある省令」という記述は 正しくは「おそれがある場合を定める省令」ではないでしょうか。

#### 17. 明らかなガイドラインについて①

##### 【意見】

明らかなガイドラインの項目②と⑦の内容では、合理的理由にならない場合が多く起こると考えられ、制度の主旨から離れた判断につながる可能性が高いと思います。

例えば、スタートアップ企業等、起業して間もない会社であれば「当該貨物等に関する事業経験がほとんどない」にあたってしまうでしょうし、運送貨物運送会社が輸送用の機器を購入することもありうると思います。

また、企業間の一般的な取引において製品機密をまもるために「原材料の組み合わせに関する情報を提供しない」ことはおうおうにしてあります。

②と⑦の書きぶりについて、制度の主旨に照らし適切なものに改正していただきたいと思えます。

#### 18. 明らかガイドラインについて②

##### 【意見】

⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、次のいずれにも該当しないこと。

- イ      ～が一致しないこと。
- ロ      ～が払拭されない事項がないこと。

「イ～ 一致しないことに該当しないこと」「払拭されない事項がないことに該当しないこと」と二重否定になっているため、分かり難いです。

#### 19. 補足資料における通常兵器キャッチオール規制の審査ステップについて①

##### 【意見】

経産省説明資料「補完的輸出規制の見直しについて」の P.4 の表でおそれ貨物 34 品目は「『一』※16 項(1)品目と重複排除」となっていますが、「『〇』※16 項(1)品目と重複排除」ではないでしょうか？

16 項(1)の品目と通常兵器おそれ貨物との関係性が不明確のように思われます。おそれ貨物で規定されていて、16 項(1)に該当しない貨物は一般国における通常兵器転用はないということでしょうか？

#### 20. 補足資料における通常兵器キャッチオール規制の審査ステップについて②

##### 【意見】

現在、経産省 HP に掲載されている「補完的輸出規制（キャッチオール規制等）輸出許可申請に係る手続きフロー図 <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/catch-all/frouzu.pdf>」には、「上記フローは、一つの参考例を示したものであり、手続等の手順は各企業に委ねられるものである」と記載されています。

同じようにパブコメの補足説明資料「補完的輸出規制の見直しについて」P.5 の「通常兵器キャッチオール規制の客観要件に係る手続フロー（一般国向けの場合のイメージ）」も「一つの参考例を示したものであり、手続等の手順は各企業に委ねられるものである」という理解でよろしいでしょうか？

#### 21. CP 改定について

##### 【意見】

今回の改正により、CP 変更の届出が新たに必要となるのでしょうか。

もし必要であれば、その時期がいつまででしょうか。

## II. 輸出管理内部規程の届け出等について

1. 【輸出者等概要・自己管理チェックリスト様式3】の【I 輸出者等基本情報】の「7.親又は子会社等情報」25年度のチェックリスト CL の様式に親又は子会社の情報として社名と出資比率を記載する欄

### 【意見】

国内、国外すべての子会社を列挙する必要がありますでしょうか。

意見提出者（企業）は子会社が国内外合わせて 20 以上あるのですが、全部別紙に記載して提出が必要でしょうか？

2. 【輸出者等概要・自己管理チェックリスト様式3】の【II 輸出管理内部規程情報】25年度のチェックリスト CL の様式に社内研修の欄

### 【意見】

役員と職員、さらに階層別教育実施の有無の欄が新設される認識しています。

意見提出者（企業）は簡単な輸出管理の全社員対象に一律に e ラーニングを実施していましたが、役員向けや階層別の研修コースを新設しなければならないということで、教材を選ぶ前に対象を正確に把握したいと考えています。

役員とは担当役員のみでよいのでしょうか。他の役員は対象外でよいですか？職員への社内教育とは、これは主管部の職員を意味していますか？あと階層別教育とは、全社の専門職と一般職にコースを分けて教育することを意味していますか？

この 4 つの区分について詳しい説明の記載がある資料などがありましたら教えていただけないでしょうか？

3. 「輸出管理内部規程の届出等について」1 (1) ④ (PDF45 枚目)

### 【意見】

規程の新規届出の際は、従来の「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の提出が必須と考えます。したがって、従前の CL を別添 A として残した上で、

1 (1) の④は、(様式 3) ⇒ (様式 3 別添 A) として記載すべきと思います。

一方で、3 (1) ①については、(様式 3) ⇒ (様式 3 別添 B) とすべきと思います。

4. 新旧対照表 (通達) P67, 70

### 【意見】

P67 の末尾に、【過去 5 年間における外国ユーザーリスト掲載需要者への輸出等 (外国の企

業経由を含む)の実績】は「別添に仕向地、外国ユーザーリスト掲載需要者名、輸出等時期、輸出貨物・技術の名称、用途を記載のこと」とありますが、P70の別添には当該欄がないので、作成いただくか任意の形式を可とするか明確にしていきたい。

#### 5. 輸出管理に係る制度・運用の合理化①CL (チェックリスト) の見直しについて

##### 【意見】

CLの記載項目が大幅に変更となっていますが、具体的な記載要領を早めにウェブサイトなどで公開していただくようお願いします。

#### 6. 「輸出管理内部規程の届出等について」チェックリスト

##### 【意見】

「親又は子会社等情報」が追加されているが、この範囲は国内のみか、海外の関連会社も含むのでしょうか。

#### 7. 輸出管理に係る制度・運用の合理化①CL (チェックリスト) の見直しについて

##### 【意見】

産業界への確実なアウトリーチ（説明会開催、QA充実化等）をお願いします。

### III. 包括許可取扱要領

#### 1. 補完的輸出規制の見直しにおける「特別一般包括許可」の対象地域の追加について

##### 【意見】

正規軍向け取引の場合における対象地域において、防衛装備移転協定を締結した以下の現状追加案に加え、**スリランカ及びUAE**も検討頂きたい。（台湾等、ほかにもシーレーン上は重要と思われる国はありますが）

（現状追加案：インド、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア）

##### 【理由】

スリランカはインド太平洋シーレーン上の要衝に位置する重要国であり、近年防衛省を主に同国との防衛協力・交流を強化しており、意見提出者（以下当社という。）の同国代理店を経由した同国正規軍関連取引も堅調な増加基調にある。同じく当社と正規軍関係の取引があります。インド、インドネシアとも隣国である同国も加えることは、当社及び同国側（代理店、需

要者（軍）の手続き合理化に大幅に貢献することが期待され、ひいてはインド洋シーレーンの安全保障強化という国益にも寄与します。

UAEについては、令和6年1月に日・アラブ首長国連邦（UAE）防衛装備品・技術移転協定が発効しており、インド等同様、追加すべきと考えます。

資料①令和6年度防衛白書記事抜粋

(<https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2024/pdf/R06zenpen.pdf>) の P.391

資料②防衛省 HP 記事抜粋

([https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/2021/20210706\\_lka-j.html](https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/2021/20210706_lka-j.html))

資料③外務省 HP

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit\\_000001\\_00188.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00188.html))

## 2. 輸出令別表第1の16の項（1）の特別一般包括許可について

### 【意見】

防衛装備関連の許可にあたって、付随的に取引されるキャッチオール品目の取り扱いについて、実務に配慮した包括許可範囲の設定をいただき、詳細な目配せに感謝いたします。

特別一般包括許可の範囲に関して、「同一の契約」とありますが、提出書類通達にも記載のとおり、必ずしも契約書に依らず注文書等に基づく取引、それに基づく許可もございますので、「契約書等」としていただくか、そのような許可の場合はこれを排除するものではないことを Q&A 等で解説をお願いします。

## 3. 展示会等包括役務取引許可

### 4 展示会等包括役務取引許可の申請手続

#### (3) 申請に必要な書類

### 【意見】

(1) 下記のような問題があると考えます。

#### 問題点：

「提出書類（二）基本技術情報に係る関係行政機関の長の意見書等の写し」（以下「行政機関意見書」）を、申請に必要な書類としています。

#### 意見内容：

行政機関意見書は、基本技術情報（パンフレット、動画、模型、説明資料及び Q&A）及びその具体的対象を添付し、いつ、どのような機会で開催等することについて、支障がないか確認いただき、結果を行政文書として書簡で発行頂くこととなります。すなわち、これに基づいて与えられる展示会等包括役務取引許可の範囲も限定されるように読め、同じ基本技術情報について、別の展示会で別の時期に展示する場合は、別の包括役務取引許可申請を要するのではな

いかと懸念します。

展示会包括は、展示会、商談会などの防衛装備の移転に係る初期段階の商談等における技術情報の提供手続きを合理化することを目的に創設されたことを鑑みると、展示会等包括役務取引許可の範囲は、許可申請の際に特定した展示会に限定されず、その後に開催される別の展示会や工場見学などについても、同じ技術情報の範囲であれば適用することができるようにしていただきたいです。

#### 4. 展示会等包括役務取引許可

「3 展示会等包括役務取引許可の範囲」(2)の項

##### 【意見】

「3 展示会等包括役務取引許可の範囲」(2)に、  
「防衛装備…外国政府の要人の受入れの…見学会の参加者に対して行う場合」とありますが、この参加者は政府の要人のみでしょうか。

実ケースでは、外国政府から委託等を受けた企業等の非居住者の同行が想定されるため、これらも許可範囲に含める配慮をお願いします。

(不可の場合は、受け入れに際しての許可申請が結局発生してしまうため)

また、防衛装備品関連で既に契約が成されている案件の、試験立会等もこの役務取引許可の範囲に含まれるでしょうか？それとも商談段階での見学会に限定したものでしょうか。

#### 5. 展示会等包括役務取引許可

4 展示会等包括役務取引許可の申請手続

(2) 申請窓口

8 展示会等包括役務取引許可の更新

(1) 「許可の更新を受けた者は、原許可証を返還することを必要としない。」

9 展示会等包括役務取引許可の取消及び失効

(1) 「許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。」

様式 12 の 2 及び 12 の 3 (別添 A 及び B)

##### 【意見】

様式の提出、原許可証等の記載から、紙の文書をもって安全保障貿易審査課に申請するように読めますが、間違いないでしょうか。昨今、包括許可についても NACCS 申請となっているため、確認させていただく次第です。

#### 6. 展示会等包括役務取引許可

4 展示会等包括役務取引許可の申請手続

(3) 申請に必要な書類

様式 12 の 3 (別添 B)

##### 【意見】

申請手続きの詳細について確認させてください。

(ロ) 展示会等包括役務取引許可申請書

①申請時には防衛装備品を特定する必要はなく、どのような防衛装備品であっても、関係行政機関が認めた範囲であれば許可するという理解ですがよろしいでしょうか。

②また、申請理由については、例えば次の様な記載でよろしいでしょうか。

「展示会において、弊社防衛装備品の基本技術情報を提供するため、展示会等包括役務取引許可を申請いたします。なお、提供する技術の範囲は防衛装備庁が提供を認めた範囲に限定いたします。」

③自主開発の防衛装備品によっては、防衛装備庁の意見書が頂けないことも考えられます。

①では「防衛装備庁」といたしましたが、このような場合は、経済産業省より意見書を頂くこともありえるので、「関係行政機関」あるいは「防衛装備庁または経済産業省」でよろしいでしょうか。可能であれば、関係行政機関への申請様式のご提示をお願いします。

④各種文書については、貴省 HP に記載例を示していただきたくお願いします。

**7. 展示会等包括役務取引許可**

2 展示会等包括役務取引許可の要件

3 展示会等包括役務取引許可の範囲

**【意見】**

2 において、「防衛装備の移転に係る商談に際して、」とありますが、3 の範囲と整合させるためには、「防衛装備の移転に係る商談等」に際して、」としてはいかがでしょうか。

**8. 展示会等包括役務取引許可**

2 展示会等包括役務取引許可の要件

3 展示会等包括役務取引許可の範囲

**【意見】**

3 については、(1)を除き「基本技術情報」の記載がありません。

特に、(3) については諸元等の基本的技術情報を越える役務取引が予想されます。

(3) 外国事業者から許諾を得て実施する技術について、その実施状況を共有するため当該外国事業者に対して行う場合

(3)はライセンス国産などを想定していると思料しますが、このような場合の役務取引は基本技術情報の範囲では不可能です。2の要件には「特定国の非居住者に提供する場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならない」とありますが、これに従い、基本技術情報を越える技術情報であっても、防衛装備庁等より、提供可の意見書を頂ければ、本包括許可の範囲で役務取引ができるという理解でよろしいでしょうか。

**9. 展示会等包括役務取引許可**

別表9(3)

**【意見】**

(3) 展示会等包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を、提供時から少なくとも7年間保存すること(ただし、外為令別表のうち、輸出令別表第1の1の項の(5)、(6)、(10)から(12)までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術の提供の場合は5年間保存すること)。

保存期間を7年、5年としていますが、これは外為令第27条第2項との関係によるものでしょうか。同規定は「核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい技術等」についてのものですが、展示会における基本技術情報は、開示されても問題のない情報です。「核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい技術等」に該当しないと考えますので、5年で問題が無いのであれば、一律、5年としてはいかがでしょうか。

**10. 展示会等包括役務取引許可**

別表9(7)

**【意見】**

脱字と思われます。

×・・・平和及び安全の持の観点・・・

○・・・平和及び安全の維持の観点・・・

**11. 展示会等包括役務取引許可****3 展示会等包括役務取引許可の範囲****【意見】**

①現在の関係行政機関の長からの意見書としては、防衛装備に関する特定の情報について、「公知情報として取り扱っても支障がないか」という確認依頼を行い、「何人に対しても開示することが可能であり、不特定多数の者が入手可能な公知の技術として取り扱われても支障がないこと」を回答いただく実務があるが、これに限らず、関係行政機関の長から、基本技術情報を提供する取引を行うことについて、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならない旨の確認が得られれば、3の範囲に含めて支障ないか。すなわち、例えば、外国事業者から許諾を得て実施する技術について、実施状況を共有するために、当該時外国事業者に対して当該技術及びこれに関連する技術を提供することは、本来であれば許可を要する取引になり得るところ、当該技術及びこれに関連する技術について、関係行政機関の長から、公知として差支えないことの確認でなく、当該外国事業者に対する提供することが国際的な平和及び安全の維持を妨げることはならない旨の確認が得られれば、包括許可の下で取引することができるという理解で間違いはないか。

②意見書については、従来公知性を確認する目的で利用されてきたが、本包括許可制度施行に伴い、内容・目的が変更されることとなるため、包括許可制度施行後に、こういった確認依頼、回答とな

ることを想定しているか、典型例の明示をお願いします。

## 1 2. 展示会等包括役務取引許可

2 展示会等包括役務取引許可の要件

3 展示会等包括役務取引許可の範囲

(2) 及び(3)

### 【意見】

①2により本包括許可の範囲は、「展示会等で基本技術情報を提供する取引」又は「一括して許可を行っても国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならない情報提供」と読むことが出来ます。

3(2)において外国の要人の工場見学等では、商談のため、又は、ライセンス生産に係るもののため等で技術情報の提供が行われますが、例えば、次の整理でよろしいでしょうか。

- ・商談のための要人の工場見学⇒基本技術情報の提供
- ・ライセンサー国の国防大臣等の工場見学⇒国際的な平和及び安全の維持を妨げることとはならない情報の提供

なお、提供する技術情報は、基本技術情報に係る関係行政機関の長の意見書等の範囲が前提です。

②本包括許可の範囲に「外国事業者から許諾を得て実施する技術について、その実施状況を共有するため当該外国事業者に対して行う場合」が含まれています。通常、実施状況の共有はライセンス生産に伴う個別役務取引許可の中で行われるものと考えますが、当該許可の有効期限に、国の予算や許可制度上の関係から空白が生まれてしまうことがあります。このような場合、商談に伴うものではなく、ライセンス生産等を実施に伴う場合であってもこの包括を適用できると考えてよろしいでしょうか。